

令和4年度 水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵に関する報告の集計結果

1. 制度の概要

水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）第10条では、水俣条約で認められた用途のための水銀等の暫定的保管が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとることを締約国に求めています。

水俣条約の締約国である我が国は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」という。）第21条に基づき、「水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針¹」（以下「指針」という。）を定め、特定の水銀等を貯蔵する者（以下「水銀等貯蔵者」という。）に対して、その貯蔵量にかかわらず、当該指針に従って適正な措置を講じることを求めています。

また、一定量の水銀等を貯蔵する水銀等貯蔵者は、水銀汚染防止法第22条に基づき、貯蔵の状況に関する報告書を定期的に主務大臣に提出しなければなりません。

（1）環境上適正な貯蔵が必要な水銀等

貯蔵の際に、水銀汚染防止法第21条に基づき環境の汚染を防止するための措置を講じる必要がある水銀等は以下のとおりです。他の物質と混合している場合、当該水銀等の含有量が混合物の全重量の95%以上の場合に限り対象となります。

また、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものは対象となりません。

<対象となる水銀等の種類>

水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。） 塩化第一水銀 酸化第二水銀 硫酸第二水銀 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物 硫化水銀（辰砂に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有量にかかわらず対象。）
--

（2）水銀等の貯蔵及び水銀等貯蔵者

「水銀等の貯蔵」とは、水銀等を現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくことを指します。水銀等の所有者が、その貯蔵を他者に委託した場合は、貯蔵を委託された者が「水銀等貯蔵者」となります。

¹ 平成27年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号

(3) 水銀等の環境上適正な貯蔵

上記(1)の特定の水銀等の貯蔵者は、その貯蔵量にかかわらず、水銀汚染防止法第22条及び指針に基づき、貯蔵する水銀等による環境の汚染を防止するための適正な措置を講じる必要があります。

具体的には、例えば、次のような措置をとることが求められます。

- 水銀等が飛散・流出するおそれのない容器への保管
- 容器又は包装に水銀等の名称を表示
- 貯蔵場所に水銀等の名称を表示
- 貯蔵場所の施錠等
- 情報提供（貯蔵を委託する場合等）

(4) 水銀等の貯蔵に関する報告

1つの事業所で、上記(1)のいずれかの対象物質の、当該年度における最大貯蔵量が30kg以上となった場合、水銀汚染防止法第22条に基づき、対象物質ごとに、その貯蔵の状況に関する報告を行う必要があります。具体的には、該当する事業者は、事業所ごとに当該年度（最大貯蔵量が30kg以上となった年度）の情報を所定の様式に記載した報告書を作成し、翌年度の6月末までに国（事業所管省）に提出しなければなりません。

年度の途中で貯蔵していた水銀等の全量を他者に引き渡した場合や、全量が廃棄物処理法上の廃棄物となった場合も、その翌年度の提出期間内での報告が必要となります。水銀等貯蔵報告書別紙2の記入例を次頁の図1に示します。

なお、報告をせず、又は虚偽の報告をした者には30万円以下の罰金が科されます。

別紙2 水銀等の種類 (水銀)

前年度における水銀等の貯蔵状況

①年度当初に貯蔵していた量				0 kg
②製造した量	1,000 kg			②、③の合計(⑧) 1,020 kg
③引渡しを受けた量	20 kg	kg	kg	
引き渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	〇〇商事 代表取締役社長 水銀良男			
事業所の名称及び所在地	〇〇商事横浜支店 神奈川県横浜市 〇-〇-〇			
④使用した量	1 kg	kg	kg	④、⑤の合計(⑨) 711 kg
使用目的(用途)	分析			
⑤引き渡した量	500 kg	210 kg	kg	
引渡しの目的(引渡しを受けた者における用途)	蛍光灯製造 (A国への輸出)	試薬製造		
引渡しを受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	〇〇貿易 代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇製薬 代表取締役社長 〇〇〇〇		
事業所の名称及び所在地	〇〇商事△△営業所 〇〇県△△市〇 〇10-20	〇〇製薬△△工場 〇〇県△△町〇 〇1-1		
⑥廃棄物となった量				0 kg
⑦年度末に貯蔵していた量				309 kg
貯蔵の目的	他者への引渡し(蛍光灯の製造) 208 kg 他者への引渡し(試薬製造) 100kg 分析 1 kg			
備考欄				

備考

- 別紙2については水銀等の種類ごとに作成すること。
- 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 引渡しの目的の欄については、引渡しを受けた者における水銀等の用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- ⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 貯蔵の目的の欄については、可能な限り、目的別の貯蔵量を記載すること。
- 年度末に貯蔵していた量(⑦)が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること：⑦=①+⑧-⑨-⑥
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

図1 水銀等貯蔵報告書 別紙2記入例²

² 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン(令和5年4月、Ver4.0)
<https://www.env.go.jp/content/000125277.pdf>

2. 令和4年度水銀等の貯蔵に関する報告の集計結果

(1) 報告を行った事業所数・物質ごとの報告件数及び年度末貯蔵量

水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で62事業所でした。水銀等の種類別の内訳は、水銀の貯蔵に関する報告が計57件、硫化水銀の貯蔵に関する報告が計6件でした。そのうち水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると報告した事業所が1事業所ありました。その他の水銀等（塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物）の貯蔵に関する報告はありませんでした。

令和4年度の年度末時点で貯蔵されていた水銀は計117,104 kg、硫化水銀は計1,566 kgでした（合計118,670 kg）。

水銀等の貯蔵に関する報告件数及び年度末貯蔵量の平成29年度報告からの推移は、図2及び図3のとおりです。

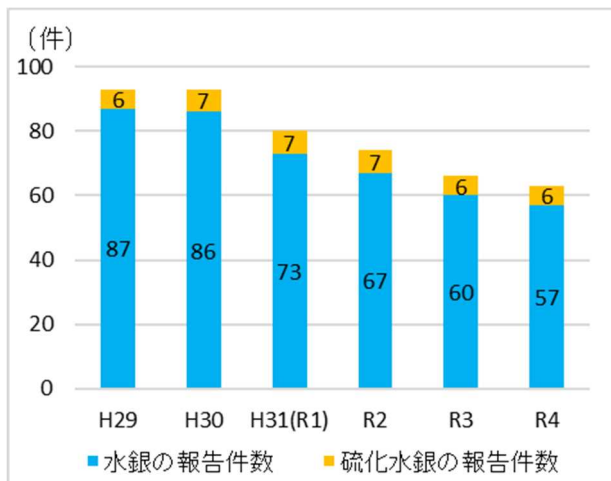


図2 水銀等の貯蔵に関する報告件数の推移

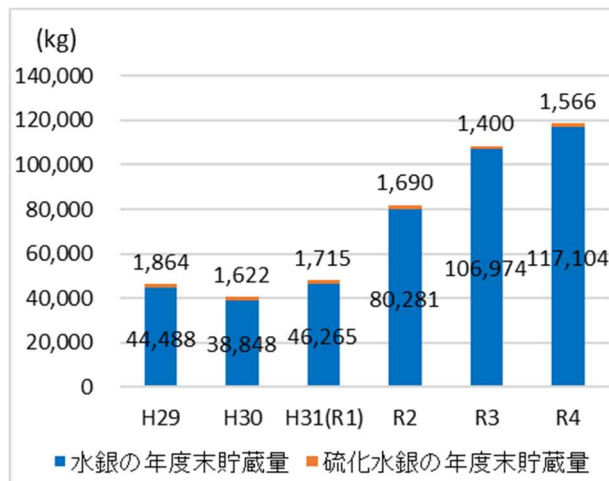


図3 水銀等の貯蔵に関する年度末貯蔵量の推移

(2) 報告を行った事業所の属性別・目的別の報告件数及び年度末貯蔵量

水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所のうち、自らにおいて水銀等を使用している事業所（使用者）からの報告件数は計43件（68%）、年度末貯蔵量は計5,015 kg（4%）でした。また、水銀等の販売・卸売を行っている事業所（販売者³）からの報告件数は計20件（32%）、年度末貯蔵量は計113,655 kg（96%）でした。販売者のうち、水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると報告した事業所が1事業所ありました。

属性別報告件数及び年度末貯蔵量に関する平成29年度報告からの推移は、図4及び図5のとおりです。

³ 販売者かつ使用者である事業所は「販売者」に振り分けています。令和4年度においては、販売者かつ使用者である事業所は、6事業所でした。

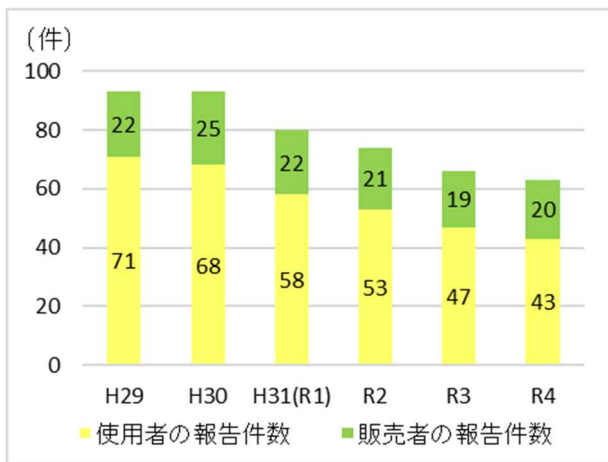


図4 貯蔵に関する報告を行った事業所の属性別の報告件数

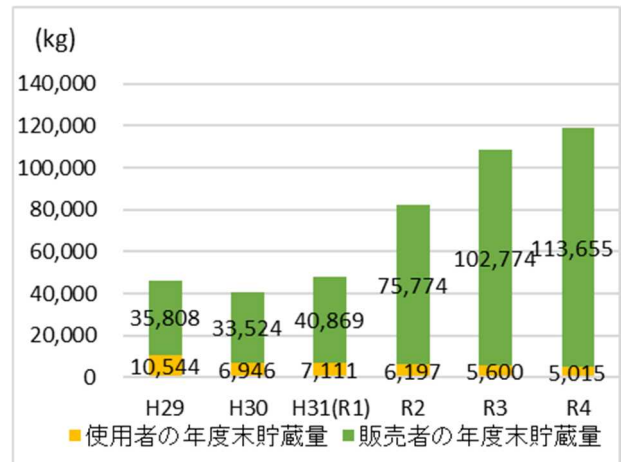


図5 貯蔵に関する報告を行った事業所の属性別の年度末貯蔵量

水銀等の使用者の貯蔵の目的は、「灯台（水銀槽式回転機械補充用）」、「計量分析及び研究・調査」（令和2年度報告から名称を変更しております）、「製品製造」、「その他」に分類されます。水銀の使用者の、貯蔵の目的別の報告件数及び年度末貯蔵量は表1のとおりです。

表1 【水銀等の使用者】貯蔵の目的別の報告件数及び年度末貯蔵量（令和4年度）

貯蔵の目的	灯台	計量分析及び研究・調査	製品製造	その他	合計
報告件数（件）	26 (60 %)	10 (23 %)	4 (9 %)	3 (7 %)	43 (100 %)
年度末貯蔵量（kg）	2,498 (50 %)	1,994 (40 %)	220 (4 %)	303 (6 %)	5,015 (100 %)

注：貯蔵量及びパーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計値と異なる場合があります。

貯蔵の目的別の報告件数及び年度末貯蔵量に関する平成29年度報告からの推移は、図6及び図7のとおりです。

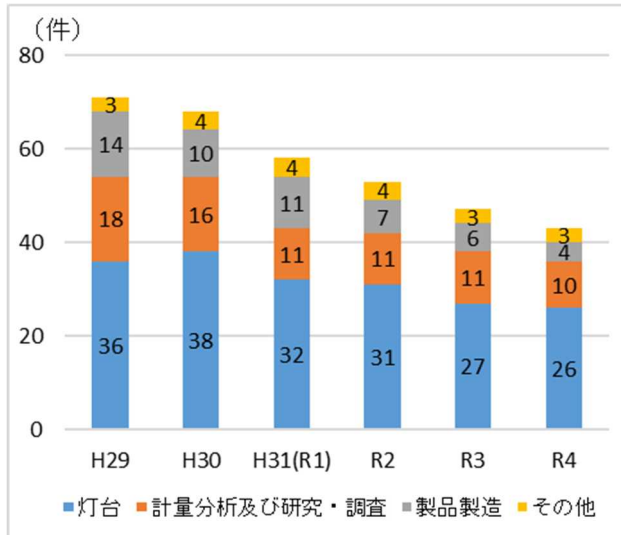


図6 貯蔵の目的別報告件数
(水銀等の使用者)

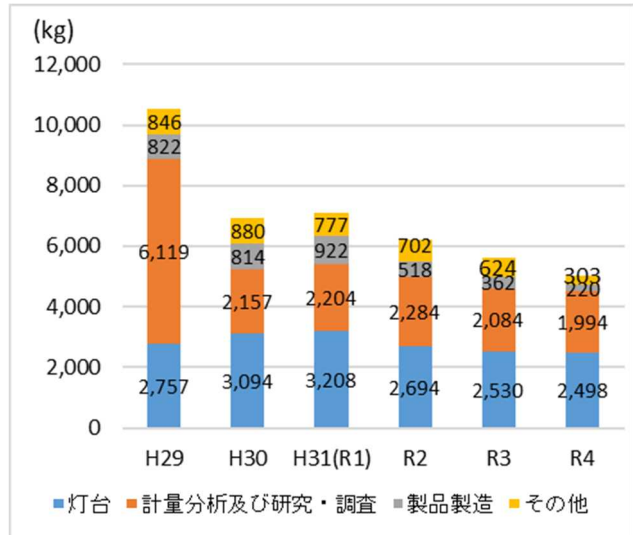


図7 貯蔵の目的別年度末貯蔵量
(水銀等の使用者)

(3) 廃棄物となった量

令和4年度の報告対象期間に廃棄物となった量は397 kg 硫化水銀の量は計0 kg でした。また、廃棄物となった水銀の、廃棄物となる前の貯蔵の目的別の内訳は表2のとおりです。

表2 報告対象期間内に廃棄物となった水銀の量 (令和4年度)

貯蔵の目的	販売	灯台	計量分析及び研究・調査	製品製造	その他	合計
報告件数 (件)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (50%)	1 (50%)	2 (100%)
廃棄物となった量 (kg)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	75 (19%)	321 (81%)	397 (100%)

(4) 「指針に基づき実施した取組等」の実施状況

水銀等貯蔵者は指針に基づき水銀等を環境上適正に貯蔵するための措置をとることが求められているため、貯蔵に関する報告においては、当該取組についても報告することとされています。水銀等の貯蔵に関する環境汚染防止措置 (別紙参照) の報告率は図8のとおりです。

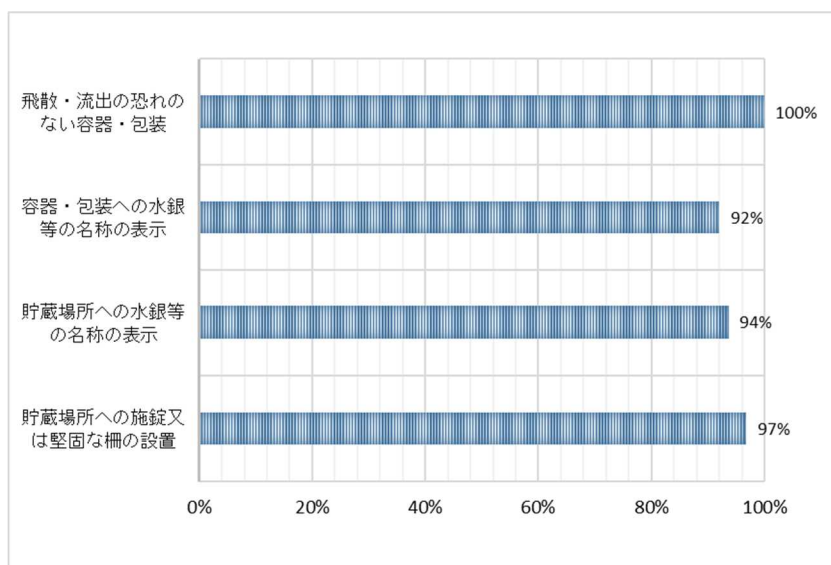


図 8 水銀等の貯蔵に関する環境汚染防止措置の報告率（令和 4 年度）（n=63）

その他の環境汚染防止措置として、例えば、以下のような取組が実施されていました。

- 社内研修（6 件）
- 水銀等の貯蔵に関する手順書等の作成（5 件）
- 安全データシート（SDS）作成（3 件）
- 定期点検（2 件）
- リスクアセスメントの実施（2 件）

(別紙) 水銀等貯蔵者に求められる環境汚染防止措置

1. 水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
2. 水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（辰砂を除く。）にあつては、水銀等の名称及び含有量）を表示すること。
3. 水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。
4. 水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
5. 水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。
6. 水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

(出典：水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針)

令和4年度

水銀汚染防止法に基づく水銀含有再生資源の管理に関する報告の集計結果

1. 制度の概要

水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）第11条では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することを締約国に求めています。

水俣条約の締約国である我が国は、1) 水銀使用製品産業廃棄物等の水銀廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき適切な規制を行うとともに、2) 水俣条約上規定される水銀廃棄物のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」には該当せずかつ有用なものについては、「水銀含有再生資源」として、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」という。）に基づき、環境上適切な管理のための措置の実施等を確保しています。

(1) 水銀含有再生資源

「水銀含有再生資源」とは、主務省令で定める水銀の含有量に関する要件^{*}に該当し、かつ水銀の回収等の再生利用が行われるものであって、有用なものをいいます。廃棄物処理法上の廃棄物、放射性物質及びこれによって汚染されたものは除きます。

※水銀の含有量に関する要件

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令（平成27年経済産業省・環境省令第10号）（改正：平成30年経済産業省・環境省令第6号）に該当するものです¹。例えば、水銀、塩化第一水銀等を0.1重量パーセント以上含むもの、核酸水銀、酢酸第一水銀等を1重量パーセント以上含むものです。

- | |
|--|
| <p>一 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化第二水銀アンモニウム、塩化メチル水銀、オキシシアン化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第二水銀、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、水酸化フェニル水銀、チオシアン酸第二水銀、砒(ひ)酸第二水銀、よう化第二水銀、よう化第二水銀カリウム、雷こう、硫化第二水銀、硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>二 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀、硝酸フェニル水銀又はチメロサルを一重量パーセント以上含む物</p> <p>三 前二号に掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物</p> <p>四 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV AのD1からD4まで又はIV BのR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの</p> |
|--|

¹ 水銀の含有量に関する要件は、平成30年9月30日までは「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物（平成10年11月6日環・厚・通告第1号）」で規定されていましたが、平成30年10月1日以降は同じ内容が「水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令（平成27年経済産業省・環境省令第10号）（改正：平成30年経済産業省・環境省令第6号）」に規定されています。このため、水銀の含有量に関する要件についての変更はありません。

- イ 固形状であって、平成三年環境庁告示第四十六号（土壌の汚染に係る環境基準について）別表の環境上の条件（総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。）に適合しない物
- ロ 液状であって、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第六条の二に規定する要件（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に該当する物

五 前号に掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる

もの

- イ 固形状であって、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）別表第三に掲げる基準（アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物
- ロ 液状であって、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第一に掲げる基準（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に適合しない物

（２）水銀含有再生資源管理者

水銀含有再生資源を管理する者である「水銀含有再生資源管理者」とは、水銀含有再生資源の所有権を有し、保管、運搬又は処分作業（再生利用等）を行う者をいいます。水銀含有再生資源の所有者が、その管理を他者に委託した場合も、その所有権を引き続き有する者である委託した者が「水銀含有再生資源管理者」に該当します。

（３）水銀含有再生資源の環境上適正な管理

水銀含有再生資源は、水銀汚染防止法第 23 条及び「水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針²」（以下「指針」という。）に基づき、環境上適正な管理を行う必要があります。

具体的には、例えば次のような措置をとることが求められます。

- 水銀含有再生資源が飛散・流出するおそれのない容器への保管
- 容器及び保管場所に水銀含有再生資源である旨を表示
- 保管場所の施錠等
- 情報提供（保管、運搬又は処分を委託する場合、譲渡する場合）

（４）水銀含有再生資源の管理に関する報告

水銀含有再生資源管理者は、水銀汚染防止法第 24 条に基づき、水銀含有再生資源の管理の状況について定期報告を行う必要があります。事業者は、事業所ごとに毎年度、所定の様式に従って、水銀含有再生資源の管理に係る報告書を作成し、翌年度の 6 月末までに国（事業所管省庁）に提出しなければなりません。水銀含有再生資源管理報告書別紙 2 の記入例を図 1 に示します。

なお、報告をせず、又は虚偽の報告をした者には 30 万円以下の罰金が科されます。

² 平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号

別紙2 水銀含有再生資源の種類 (銅製錬排ガス処理スラッジ)

前年度における水銀含有再生資源の管理状況

①年度当初に管理していた量	2,000 kg			湿重量・乾重量
②生じた量	10,000 kg			②、③の合計 (⑨)
③譲り受けた量	0 kg	kg	kg	10,000 kg
譲渡者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
事業所の名称及び所在地				
④譲り渡した量	0 kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑩)
譲渡しの目的 (譲受者における用途)				9,000 kg
譲受者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
事業所の名称及び所在地				
⑤処分作業を行った量	9,000 kg	kg	kg	
処分作業の種類及び目的 (処分作業により得られた物の用途)	金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用 (委託先処分業者が水銀を回収、それ以外は報告者が非鉄金属製錬用の原料として利用)			
⑥廃棄物となった量				0 kg
⑦保管、運搬又は処分作業を委託した量				保管 : 9,000 kg 運搬 : 9,000 kg 処分作業 : 9,000 kg
⑧年度末に管理していた量				3,000 kg
管理の目的	有用金属の回収			
備考欄				

図1 水銀含有再生資源管理報告書 別紙2 記入例³

³ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン (令和5年4月、Ver4.0) <https://www.env.go.jp/content/000125278.pdf>

2. 令和4年度水銀含有再生資源の管理に関する報告の集計結果

(1) 報告を行った事業所数、種類別の報告件数及び年度末管理量

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で53事業所でした。また、報告された水銀含有再生資源の種類としては「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム⁴」、「分析用途で使用された水銀」、「製品から回収された水銀」、「酸化銀電池」等がありました。昨年度に比べて事業者数が大幅に減少した理由は、歯科用アマルガムの管理報告数が減ったためです。

水銀含有再生資源の報告件数は計55件、年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の量（図1⑧年度末に管理していた量：年度末管理量）は計434,188kg（湿重量）及び計160kg（乾重量）でした。水銀含有再生資源の種類別の内訳は、表1のとおりです。

なお、事業所によって複数種類の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と、水銀含有再生資源の種類別の報告件数の合算値は異なっています。

表1 水銀含有再生資源の管理に関する種類別の報告件数及び年度末における管理量（令和4年度）

		非鉄金属 製錬スラッジ	歯科用 アマルガム	分析用途で使 用された水銀	製品から回収 された水銀	酸化銀 電池	その他	合計
報告件数（件）		13 (24%)	5 (9%)	22 (40%)	5 (9%)	7 (13%)	3 (5%)	55 (100%)
年度末 管理量 (kg)	湿重量	432,954	260	215	177	89	494	434,188
	乾重量	—	0.15	51	7	102	—	160

注：管理量及びパーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計と異なる場合があります。

水銀含有再生資源の種類別報告件数及び年度末管理量に関する平成29年度報告からの推移は、図2～図7のとおりです。

⁴ 歯科用アマルガムは、一部容器を含む重量が報告されています。

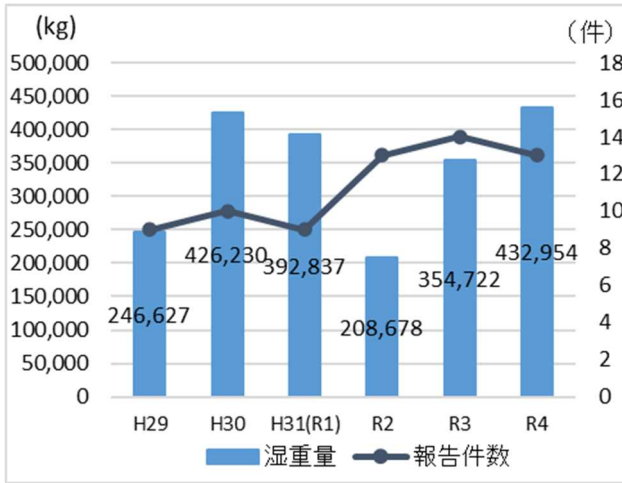


図2 非鉄金属製錬スラッジに関する報告件数及び年度末管理量の推移

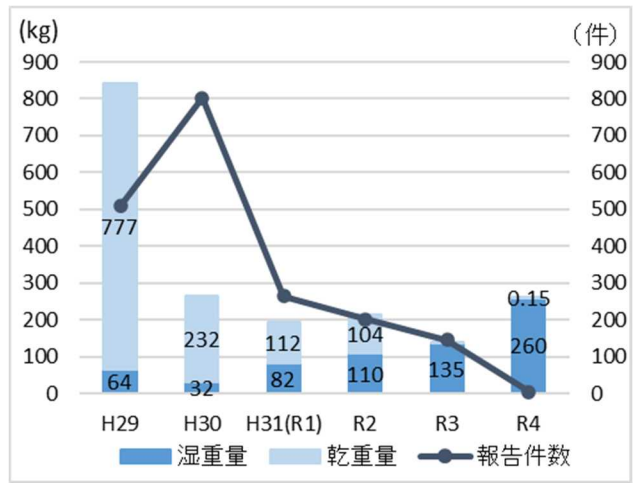


図3 歯科用アマルガムに関する報告件数及び年度末管理量の推移

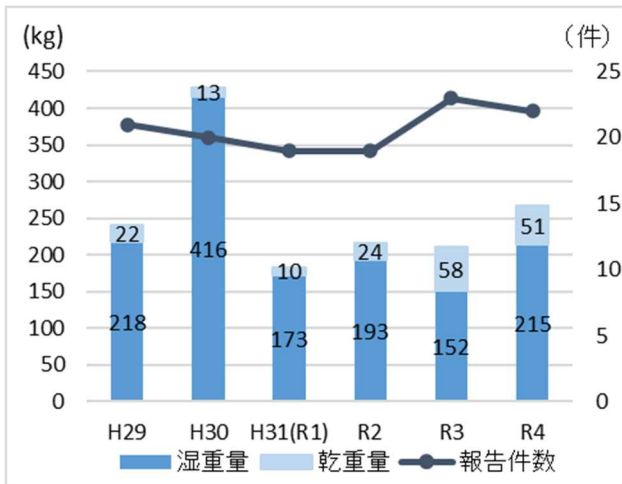


図4 分析用途で使用された水銀に関する報告件数及び年度末管理量の推移

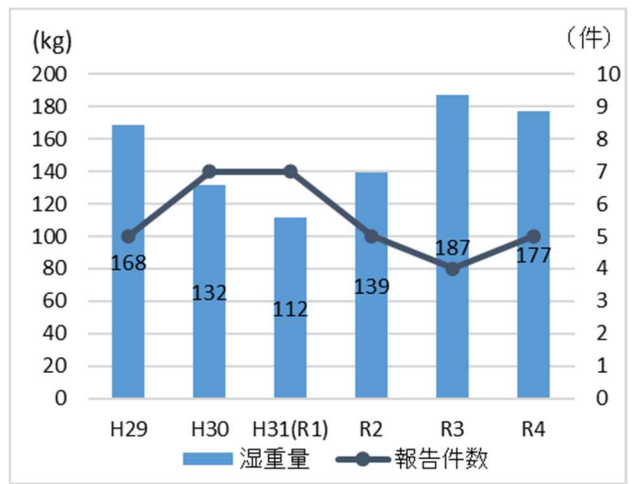


図5 製品から回収された水銀に関する報告件数及び年度末管理量の推移

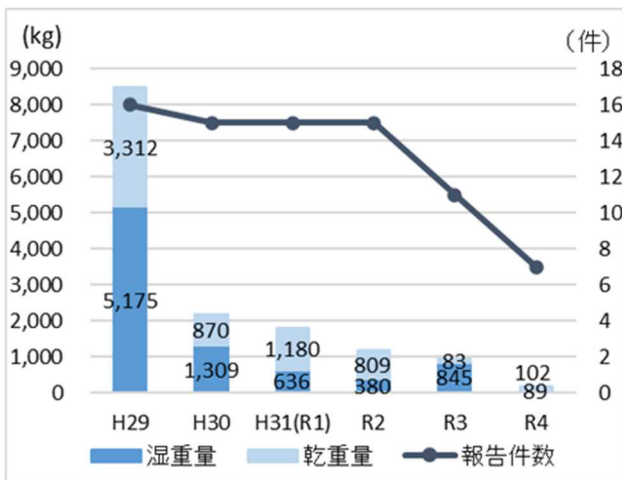


図6 酸化銀電池に関する報告件数及び年度末管理量の推移

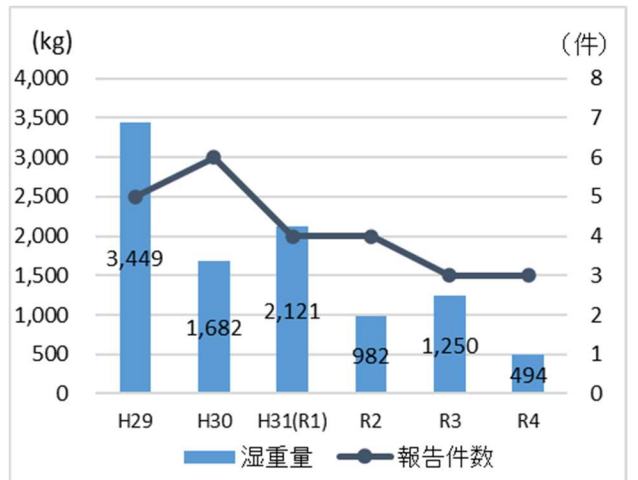


図7 その他の水銀含有再生資源に関する報告件数及び年度末管理量の推移

(2) 生じた量、譲り渡した量、処分作業を行った量等

①非鉄金属製錬スラッジ

非鉄金属製錬スラッジは、非鉄金属（銅、鉛、亜鉛など）を取り出すために鉱石を製錬する過程で発生する汚泥で、水銀のほか、有用金属も含んでいる場合があります。有用金属を回収するため、当該スラッジが非鉄金属製錬事業者から水銀回収業者に運搬され、まず水銀が回収されます。その後、水銀が回収された後の残さ（水銀含有再生資源ではない再生資源）が、非鉄金属製錬事業者に戻されて有用金属の回収に用いられます。このような非鉄金属製錬スラッジは水銀含有再生資源に該当します。

令和4年度の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じた非鉄金属製錬スラッジ量は、計1,052,354 kg(湿重量)でした。また、水銀の回収作業が行われたスラッジ量は計974,123 kg(湿重量)でした。これらに関する平成29年度報告からの推移は図8及び図9のとおりです。

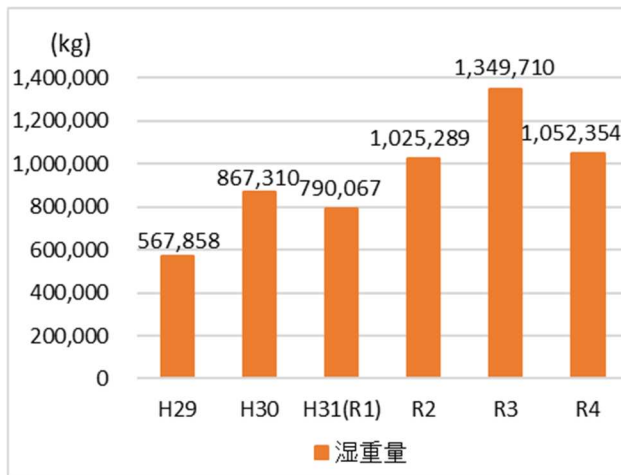


図8 新たに水銀含有再生資源として生じた非鉄金属製錬スラッジ量の推移

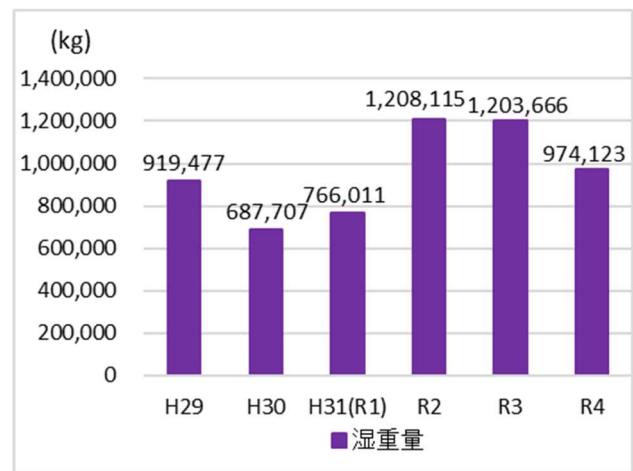


図9 水銀の回収作業が行われた非鉄金属製錬スラッジ量の推移

②歯科用アマルガム

歯科用アマルガムは、虫歯等によってできた歯のくぼみを充填するための材料で、水銀とその他の金属（銀、銅、スズなど）を混ぜ合わせて作られます。現在はアマルガムの代替材料が普及し、我が国において歯科用アマルガムが新たに充填されることはほぼなくなりましたが、不要になったアマルガムが歯科診療所等で保管されている場合があります。また、これらのアマルガムから有用金属を回収するため、貴金属リサイクル事業者が歯科診療所等からアマルガムを譲り受ける場合があります。このような歯科用アマルガムは、水銀含有再生資源に該当します。

令和4年度の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じた歯科用アマルガム量は、計0.85 kg(乾重量)でした。また、歯科診療所等が貴金属リサイクル事業者に譲り渡した量は計2.8 kg(湿重量)及び計0.85 kg(乾重量)でした。これらに関する平成29年度報告からの推移は図10及び図11のとおりです。

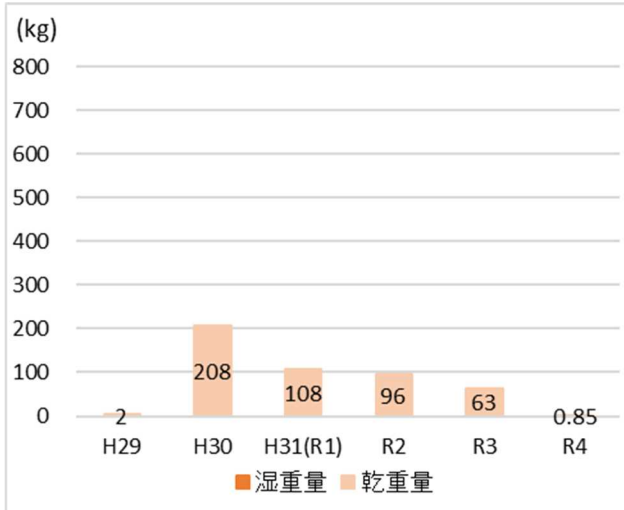


図 10 新たに水銀含有再生資源として生じた
歯科用アマルガム量の推移

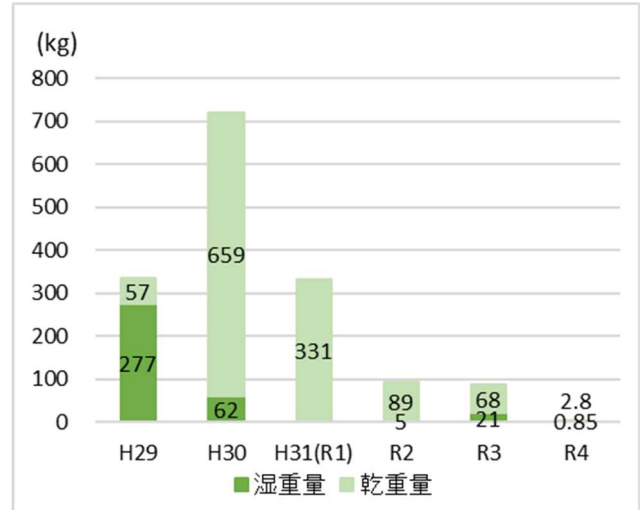


図 11 譲り渡した歯科用アマルガム量の推移

③分析用途で使用された水銀

水銀が分析用途で使用される場合、使用された水銀には試料の成分が付着します。この水銀を再生利用するため、分析機器から使用済みの水銀を回収し精製する場合がありますが、そのような精製前の水銀は水銀含有再生資源に該当します。

令和 4 年度の報告対象期間内に新たに分析機器から回収され、水銀含有再生資源として生じた精製前の水銀量は、計 1,102 kg (湿重量) 及び計 362 kg (乾重量) でした。また、精製作業が行われた量は計 1,036 kg (湿重量)⁵及び計 60 kg (乾重量) でした。これらに関する平成 29 年度報告からの推移は図 12 及び図 13 のとおりです。

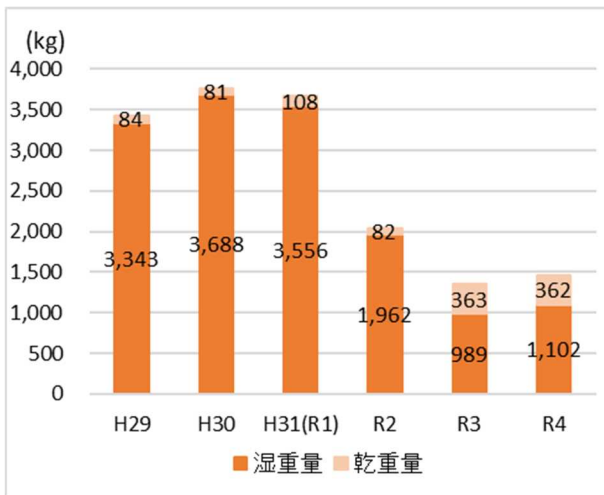


図 12 新たに水銀含有再生資源として生じた
分析用途で使用された水銀量の推移

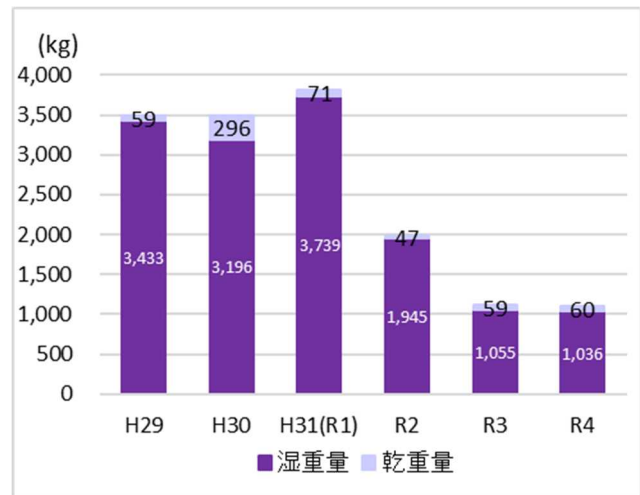


図 13 精製作業が行われた
分析用途で使用された水銀量の推移

⁵ 報告のあったすべての事業者の「処分作業を行った量」を集計した値。処分作業を委託した事業者からの報告値と処分作業を委託された事業者からの報告値が含まれているため、重複があります。重複を除くと処分作業が行われた量は 1,022 kg (湿重量) でした。

④製品から回収された水銀

気圧計等の製品に充填された水銀を再生利用するため、当該製品から回収した水銀を精製する場合がありますが、そのような精製前の水銀は水銀含有再生資源に該当します。

令和4年度の報告対象期間内に新たに製品から回収され、水銀含有再生資源として生じた水銀量は、計43 kg（湿重量）及び計7 kg（乾重量）でした。また、管理者により処分作業（精製）が行われた量は計0 kg（湿重量及び乾重量）でしたが、譲渡先で処分作業が行われました。また、今年度は処分作業を行わずに保管していた事業者もいました。これらに関する平成29年度報告からの推移は図14及び図15のとおりです。

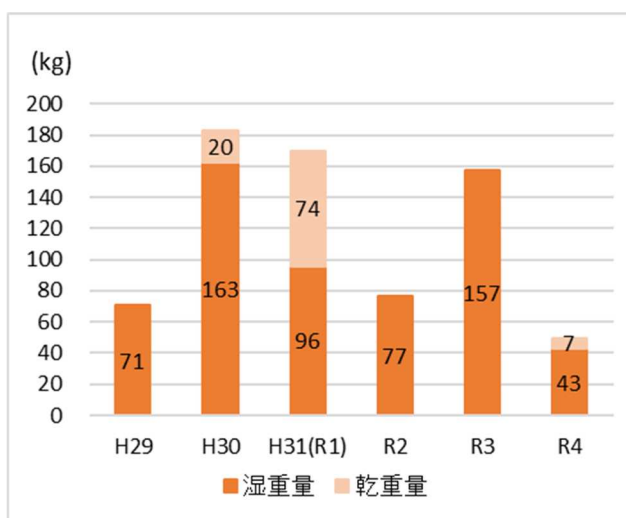


図14 新たに水銀含有再生資源として生じた製品から回収された水銀量の推移

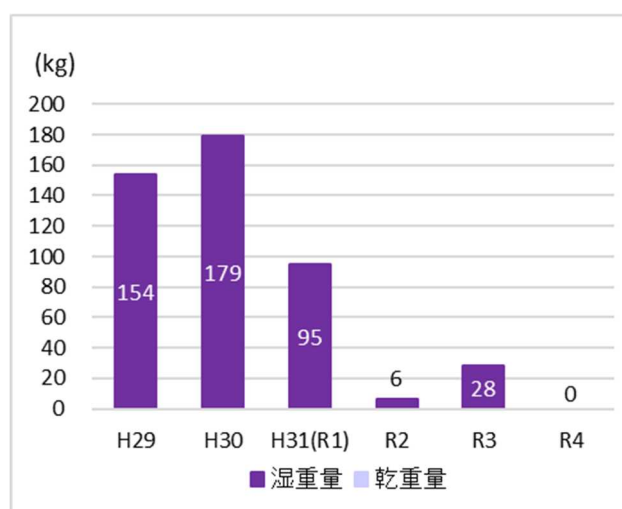


図15 精製作業が行われた製品から回収された水銀量の推移

⑤酸化銀電池

酸化銀電池は、正極に酸化銀、負極に亜鉛を使用した一次電池で、過去に国内で製造されたものや海外から輸入されるものの一部に水銀が含まれている場合があります。水銀を含む酸化銀電池から銀や亜鉛を回収する目的で、貴金属リサイクル事業者が酸化銀電池を取り扱う時計屋等から酸化銀電池を譲り受ける場合がありますが、そのような酸化銀電池は水銀含有再生資源に該当します。

令和4年度の報告対象期間内に処分作業（銀、亜鉛回収）が行われた酸化銀電池量は、計1,921 kg（湿重量）でした。また、年度末に管理されていた量は、計89 kg（湿重量）及び計102 kg（乾重量）でした。これらに関する平成29年度報告からの推移は図16及び図17のとおりです。ただし、報告された酸化銀電池の全てに水銀が含まれているわけではないことに留意が必要です。

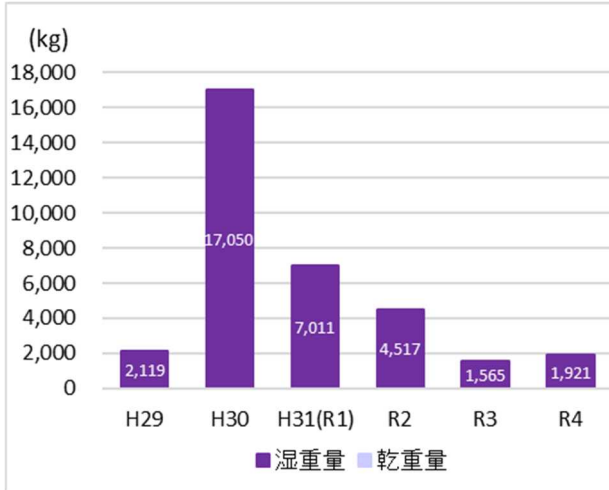


図 16 処分作業が行われた酸化銀電池量の推移

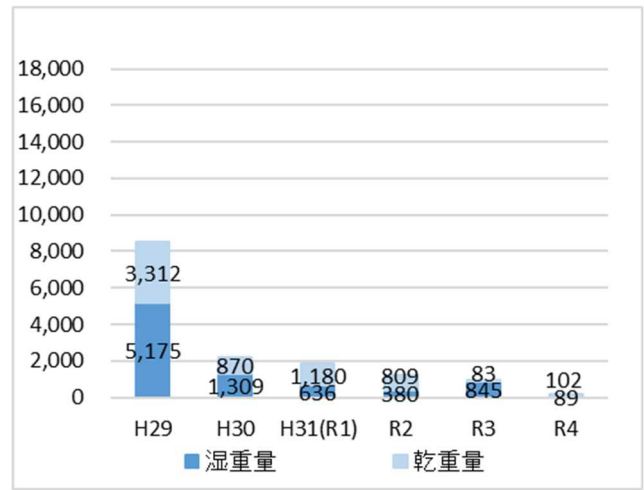


図 17 酸化銀電池の年度末管理量の推移

⑥その他の水銀含有再生資源

令和 4 年度の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じたその他の水銀含有再生資源量は、計 3.5 kg（湿重量）でした。また、処分作業が行われた量は、計 1,258 kg（湿重量）でした。これらに関する平成 29 年度報告からの推移は図 18 及び図 19 のとおりです。

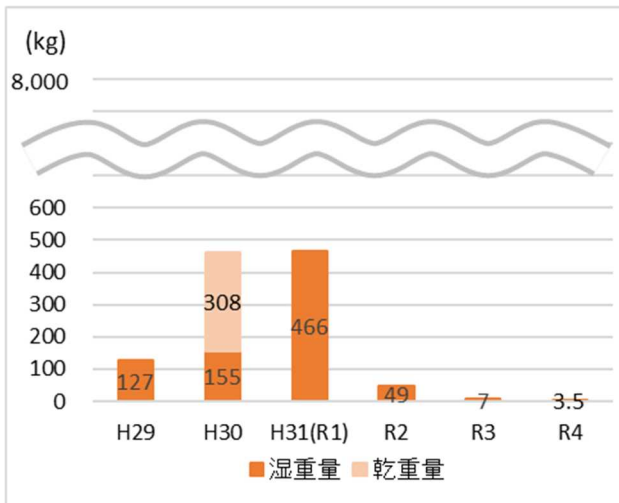


図 18 新たに水銀含有再生資源として生じたその他の水銀含有再生資源量の推移

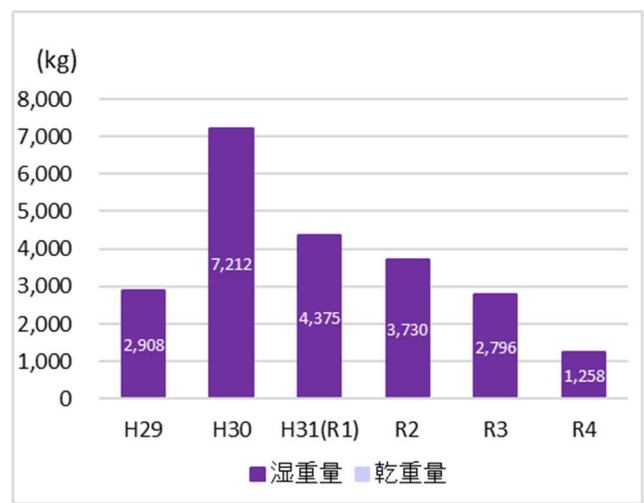


図 19 処分作業が行われたその他の水銀含有再生資源量の推移

(3) 廃棄物となった量

水銀含有再生資源のうち、報告対象期間内に廃棄物となった量は分析用途で使用された水銀 8 kg のみでした。

(4) 「指針に基づき実施した取組等」の実施状況

水銀含有再生資源の管理者は、指針に基づき、水銀含有再生資源を環境上適正に管理すること

が求められています。水銀含有再生資源の管理に関する環境汚染防止措置（別紙参照）の報告率は図 20 のとおりです。なお、「譲渡・委託先への情報提供」は、水銀含有再生資源を譲渡する場合や、保管、運搬又は処分作業を他者に委託する場合に必要となる措置であり、全ての水銀含有再生資源管理者に求められる措置ではありません。

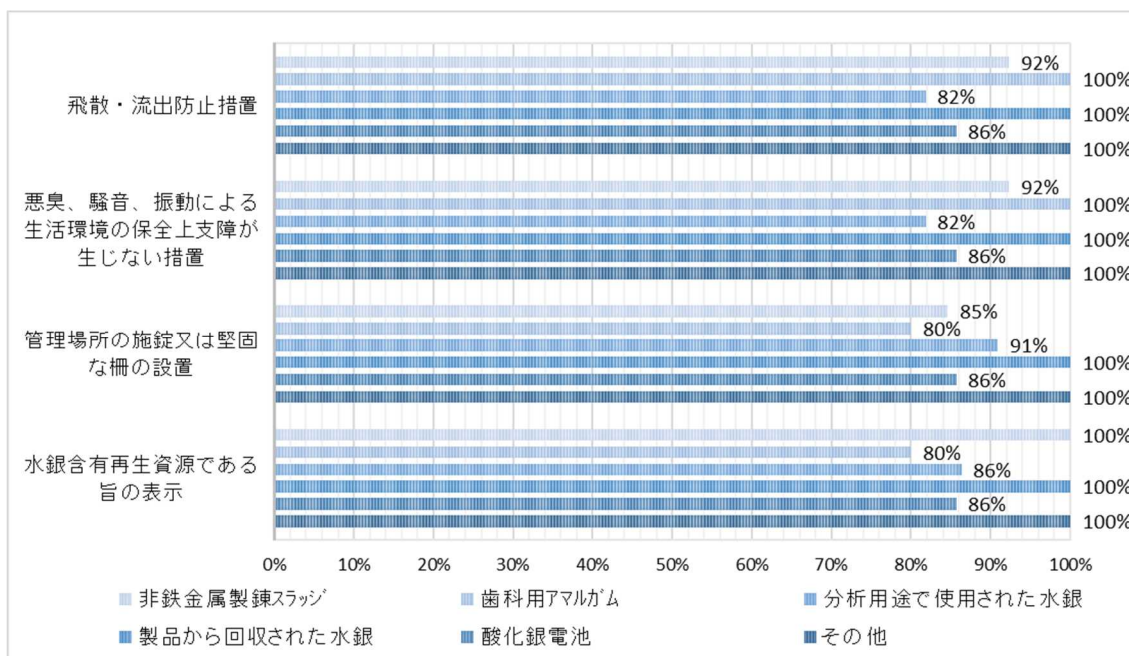


図 20 水銀含有再生資源の管理に関する環境汚染防止措置の報告率（令和 4 年度）

その他の環境汚染防止措置として、例えば、以下のような取組が実施されていました。

- 社内研修及び社内勉強会（20 件）
- 水銀含有再生資源の管理に関する手順書等の作成（4 件）
- 安全データシート（SDS）及び毒物劇物譲渡書の作成（9 件）
- 定期点検（1 件）
- 緊急事態対応訓練（地震等による緊急時や漏洩時を想定）（3 件）

(別紙) 水銀含有再生資源の管理者に求められる環境汚染防止措置

第一 管理（保管、運搬又は処分作業の実施）に共通する事項

1. 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。
2. 水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
3. 水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業をいう。）を他の者に委託するときは、その委託する相手方において1、2及び本項に掲げる措置と同等の措置及び保管を委託する場合にあっては第二に掲げる措置と同等の措置が講じられるよう、その相手方に対し、必要な情報を提供すること。
4. 水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

第二 保管に関する事項

1. 水銀含有再生資源の容器は、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
2. 水銀含有再生資源の容器及び水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。
3. 水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
4. 水銀含有再生資源を保管する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

(出典：水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針)